

議 事 録

会 議 名	令和8年 第2回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	令和8年2月25日(水)午後1時30分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町民センター 3階講義室		
出席委員	農業委員 会長：8番 中村 基寛 委員：1番 大久保泰明 4番 五島 修一 5番 福岡 喜輝 6番 三澤 伸喜 <div style="text-align: right;">計5名</div>		
欠席委員	2番 金子イツ子 3番 市川 幹雄 7番 相田 孝		
農業委員会事務局	事務局長：吉田慎也 主査：広田智之 主査：岸大吾 主任主事：保永貴史		
傍聴人			
議 事	日程 第1 非農地証明願について 日程 第2 農用地利用集積等促進計画の公告について（所有者・機構間契約） 日程 第3 農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約） 日程 第4 農地造成工事施工承認願について 日程 第5 農地法第4条（届出） 日程 第6 農地法第5条（届出）		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、令和8年 第2回定例総会を開会いたします。 欠席委員は、2番、3番、7番の3名です。 出席委員は8名中5名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 本日の議事録署名人に、1番と8番の私中村を指名いたします。</p> <p>会 長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。初めに、日程第1、非農地証明願について、議案番号112号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：（議案番号112号を朗読） （説明）当案件は、位置図にありますとおり大蔵地区にある調整区域内農地1筆です。申請地は、航空写真の状況から少なくとも平成19年から駐車場であります。農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる農地区分は、第2種農地です。当該地は農地への復元が難しく、他の農地に影響はないと思われまますので、非農地証明交付はやむを得ないと思われました。</p> <p>会 長：続いて、地区担当農業委員である1番から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>1番：2月20日事務局と現地調査しました。 現地は長らく駐車場で、現況は雑種地で変わらないので、特に問題はないと思われまます。</p> <p>会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。 （委員より意見、質問なし）</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号112号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）</p>		

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号112号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。続いて、議案番号113号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号113号を朗読）

（説明）当案件は、位置図にありますとおり宮山地区にある調整区域内農地4筆です。申請地は、さむかわ中央公園の一部で、申請書類として平成27年度の航空写真が提出されております。農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる農地区分は、第3種農地です。当該地は農地への復元が難しく、他の農地に影響はないと思われまますので、非農地証明交付はやむを得ないとなりました。

会 長：続いて、本日欠席の地区担当農業委員である2番に代わって事務局から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

事務局：5筆の登記地目が田のままとなっていたさむかわ中央公園の土地を町が取得したことにあたり、登記を変更するための申請です。2番から問題ない旨を伺っています。

会 長：ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（委員より意見、質問なし）

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号113号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号113号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。次に、日程第2及び3、農用地利用集積等促進計画の公告について、議案番号114号及び117号を一括して上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号114号及び117号を朗読）

（説明）当該地は田端地区にある農用地区域内の農地3筆で現況は田です。期間については、5年間です。借受人は実績があり、トラクター、コンバインなどを保有しております。

会 長：続いて、本日欠席の地区担当農業委員である7番に代わって事務局から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

事務局：7番と現地調査に行ってきたまして、しっかり管理されているようなので、問題ないだろうと伺っています。

会 長：ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（委員より意見、質問なし）

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号114号及び117号について、原案のとおり農用地利用集積等促進計画を農地中間管理機構に要請することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号114号及び117号は原案のとおり中間管理機構に要請いたします。続いて、議案番号115号及び118号を一括して上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号115号及び118号を朗読）

（説明）当該地は岡田地区にある農用地区域内の農地1筆で現況は畑です。期間に

については、5年間です。借受人は実績があり、軽トラック、トラクター、マルチャー、管理機、ハンマーナイフ、刈払機などを保有しております。

会 長：続いて、地区担当農業委員である6番から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

6番：ひまわり畑のところですが、問題ないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号115号及び118号について、原案のとおり農用地利用集積等促進計画を農地中間管理機構に要請することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号115号及び118号は原案のとおり中間管理機構に要請いたします。続いて、議案番号116号及び119号を一括して上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号116号及び119号を朗読)

(説明) 当該地は小谷地区にある農用区域内の農地4筆で現況は畑です。期間については、3年間です。借受人はトラクター、ハンマーナイフ、マルチャー、移植機、自走式動噴などを保有しております。

会 長：続いて、地区担当農業委員である1番から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

1番：候補の土地は割と広いですが、借受人の技術の向上や機械も充実も見受けられますし、問題ないと思います。

現状、麦が植えられていました。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号116号及び119号について、原案のとおり農用地利用集積等促進計画を農地中間管理機構に要請することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号116号及び119号は原案のとおり中間管理機構に要請いたします。次に、日程第4、農地造成工事承認願について、議案番号120号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号120号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり岡田地域内にある農用区域内農地1筆で、現況は田です。盛土高は現行高から+95cmとし、畑として利用する計画です。隣地との境界は盛土により水平にし、水路側の境界は土留めをして小路に泥が流れないようにします。畑に転換後は、小松菜、ほうれん草、里芋等を作付けする予定です。

会 長：続いて、地区担当農業委員である6番から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

6番：隣地がすでに畑になっているため、水はけが悪く田として使うのが難しい状況でもありますし、問題ないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明につ

	<p>いて、発言のある方は挙手願います。 (委員より意見、質問なし) 会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号120号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 事務局長：総員挙手 会 長：では総員挙手ですので、議案番号120号は原案のとおり許可証を交付することに決定いたします。次に、日程第5、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告番号94号から95号の2件、日程第6、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、報告番号96号から97号の2件を、一括して事務局より報告事項の説明をお願いします。 事務局：農地法第4条第1項第7号の規定による届出については、議案書のとおり2件、農地法第5条第1項第6号の規定による届出については、議案書のとおり2件届出がありました。いずれも添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。 会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。 (委員より意見、質問なし) 会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、報告事項については了承されたことといたします。 最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。 (特になし) 会 長：では、以上をもって、令和8年第2回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
資 料	1. 令和8年第2回定例総会議案及び位置図

議事録署名人 中村 基寛 議事録署名人 大久保 泰明

本議事録は、令和8年3月25日、承認・署名を得て確定しました。